

ぼれぼれケアセンター白樫グループホーム運営規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人うねび会が開設するぼれぼれケアセンター白樫指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所、ぼれぼれケアセンター白樫指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型）事業所（以下「本事業所」という）が行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業（以下「本事業」という）は、認知症の状態である者（以下「認知症老人」という）について、入浴、排泄、食事の介護、その他日常生活上の世話又は支援及び機能訓練を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、認知症老人が精神的に安定して健康で明るい生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 本事業は、自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、認知症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事等の介護、その日常生活上での世話又は支援や機能訓練、その他必要な援助を行うものとする。
- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 本事業を運営するにあたって、地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者及び保健・医療又は福祉サービスを提供するもの等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 本事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ぼれぼれケアセンター白樫
- (2) 所在地 樫原市北越智町3 2 2 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（計画作成担当者と兼務）
管理者は、本事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、法令等において規定されている指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型）の実施に関し、本事業所の従事者に対し遵守すべき事項について、指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 2名（管理者、介護職と兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡調整を行う。
- (3) 介護職員 13名
介護職員は、利用者に対し必要な介護、世話及び支援を行う。
- (4) 看護師 2名
利用者の看護、保健衛生の業務を行う。

(利用定員、利用日数)

第5条 本事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業のユニット数は2つ、ユニットの定員は9名、利用定員は18名とする。
- (2) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型）の利用定員はユニット定員の

範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用するものとする。1ユニット
1名を上限とする。
利用日数は30日間までとする。

(事業の内容)

第6条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活のなかでの機能訓練
- (4) 相談・援助

(介護計画の作成)

第7条 計画作成担当者は指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型)サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した介護計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及び家族に対してその内容について説明し、同意を得るものとする。
- 3 介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努めるとともに、作成後の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料及びその他の費用等)

第8条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型)を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準による額とし、当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護、当該指定(介護予防)認知症対応型短期共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準による額とする。
- 3 前2項の利用料のほか、利用者から次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。
 - (1) 認知症対応型共同生活介護の居住費は、日額 4,200円、管理費は、1,300円とする。
 - (2) 食材料費 1,200円(おやつ含む)
特別食費 300円(1日)
おむつ代(実費)
電気代(テレビ等1台につき) 1,389円(税別)(1月)
 - (3) 理髪料は、実費を徴収する。
 - (4) その他、日常生活において通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係わる費用で、利用者に負担させることが適当と認められるものについては、実費を徴収する。
- 4 前項第1号から第3号の規程により徴収する費用実費の額は、利用者が途中で入居し、又は退居したときは、次の算式により算定した金額をその月の費用負担額とする。但し、100円未満の端数が生じた場合は、それぞれそれを切り捨てるものとする。

$$\text{費用負担の月額} \times \frac{\text{当該月の実入居日数}}{30}$$

- 5 第3項に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び金額に関して説明を行い、同意をえることとする。
- 6 第2項による指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護、指定(介護予防)認知症対応型共

同生活介護（短期利用型）に係わる利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対し交付する。

（入退所に当たっての留意事項）

第9条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型）の対象者は、認知症高齢者で、少人数による共同生活を営むことに支障のないものとし、次のいずれかに該当するものは対象から除くものとする。

（1）認知症状に伴う著しい精神障害・行動障害のある者（他者に暴力行為を行うなど共同生活を営むのが困難な方）。

（2）認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 入居申込者の入居に際して、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあること及び共同生活が可能であることの確認を行う。

（衛生管理）

第10条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型）を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水等については、衛生的な管理に努め、また衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 本事業所において感染症が発生した場合においては、まん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第11条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関、並びに看護師（医療連携している訪問看護ステーション）と連絡を取り、適切な措置を講ずるとともに管理者及び家族に報告するものとする。

（非常災害対策）

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する本事業所の防災計画を作成し、防火管理者又は、火気、消防等についての責任者を定め、当該防災計画に基づき年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

（苦情処理）

第13条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型）の提供に係わる利用者、家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 本事業所は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型）に関し、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の第108条で準用する第3条の36及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第85条で準用する第36条の規定による質問、照会又は調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第15条 本事業所は、感染症や非常災害時の発生において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (2) 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 本事業所は、職員の資質の向上を図るためのこれに必要な研修の機会を次のとおり設けるものとし、これに必要な業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2) 継続研修 年12回以上
 - (3) 全ての指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型）従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他にこれに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員が職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約に盛り込むものとする。
 - 4 本事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型）に関する記録を整備し、利用者の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型）が完結した日から5年間保存するものとする。
 - 5 本事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型）従事者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じるものとする

(その他)

第17条 この規則に定める事項のほか、本事業の運営に関し必要な事項は、法人と本事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

この規程は、平成27年5月1日から改定する。

この規定は、令和元年10月1日から改定する。

この規定は、令和5年 1月1日から改定する。

この規定は、令和6年 3月1日から改定する。

この規定は、令和6年 4月1日から改定する。